

～議会基本条例を制定～ 議会改革と議会の活性化を目指します

たつの市議会では、地方分権時代に即した議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定に向け、平成24年3月から議会改革調査特別委員会（委員8名）において、15回の委員会を開催し内容を検討しました。

議会改革調査特別委員会では、条例に盛り込む骨子の議論、先進事例の調査のため視察などを重ね、条例素案を作成しました。また、本年5月にパブリックコメントを募集し、条例案に対する市民の皆さまからのご意見を踏まえ、今期定例会第1日（6月6日）の本会議において、「たつの市議会基本条例」を委員会提案し、全会一致で可決しました。

議会基本条例とは

議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係や行政と議会の関係など、議会の基本的事項を条例として明文化し、議会・議員活動のより一層の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会を目指して取り組むもので、本市議会の「最高規範」となるものです。

議会基本条例の必要性

地方分権の時代を迎える地域の自立が求められる中、地方自治体は自主的な決定と責任が一層求められています。

このため、市民から直接選挙により選出された議員で構成された議会は、同じく選挙で選出された市長とともに、二元代表制の一翼を担う存在として、相互に適度な緊張関係を保ちながら、議会としての機能を發揮し、分権時代にふさわしい議会を目指さなければなりません。

せん。

また、市民への積極的な議会情報の公開と十分な議員間討議を通して、市民に対する説明責任、議決責任を果たすとともに

議会基本条例の検討に入り、平成24年3月27日より15回の委員会を開催するとともに、先進地視察を実施するなど、実際に

4

条例を目指し、精力的に実践できる実効性のある条例を実施するなど、実際に

議会運営に取り組む必要があります。

これからのことから、たつの市議会では、基本理念、基本方針等を定め、議会基本条例として制定しました。

この間、平成24年6月

定例会及び12月定例会において議会改革調査特別委員会の中間報告を行い、その後3回の全員協議会を開催し最終報告を行いました。

そして、本年5月には、議会基本条例素案を公表するとともに、市民の皆さんからご意見をいただき、パブリックコメントを実施し、それらに対する議論も行い、今回条例制定したものです。

たつの市議会では、平成21年3月24日に「議会改革調査特別委員会」を設置し、議員定数をはじめ、インターネットでの

本会議録画配信や一問一答方式の導入など21項目を短期的、中期的、長期的検討課題に分けて、市

民の皆さんにより分かりやすく、市民が参画できる身近な議会を目指して、一定の改革を実現してきました。

